

確定申告書等作成コーナー

～申告書等作成のための操作の手引き～

株式等の譲渡 前年からの繰越損失を 譲渡所得等及び配当所得等から控除 編



前年分からの繰越譲渡損失を本年分の譲渡所得等と配当所得等から控除する場合の確定申告書の作成の手順を説明します。

なお、この操作の手引きは「令和5年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」(国税庁HPからダウンロードすることができます。)の事例6に準じて作成しています。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

前年分からの繰越譲渡損失を本年分の特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等と配当所得等から控除する場合の操作手順を、次の事例に基づいて説明します。

※ 特定口座（源泉徴収あり）とは、特定口座のうち、源泉徴収することを選択した口座のことです。



ご利用の特定口座が特定口座（源泉徴収あり）か特定口座（源泉徴収なし）が分からない場合には、お手元の特定口座年間取引報告書の「源泉徴収の選択」欄をご覧ください。

特定口座開設者	住所 (居所)	フリガナ	勘定の種類	1 保管 2 信用 3 配当等
	前回提出時の住所又は居所	氏名	口座開設年月日	
		生年月日	明・大・昭 平・令	源泉徴収の選択
				1 有 2 無

「1 有」：源泉徴収あり
「2 無」：源泉徴収なし

源泉徴収の選択 1 有 2 無

【事例】

私は、令和5年中にZ証券山手支店の特定口座（源泉徴収あり）で次の取引を行いました。

譲渡区分	譲渡の対価の額	取得費及び譲渡に要した費用の額等	差引金額
上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円
特定信用分	—	—	—
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円

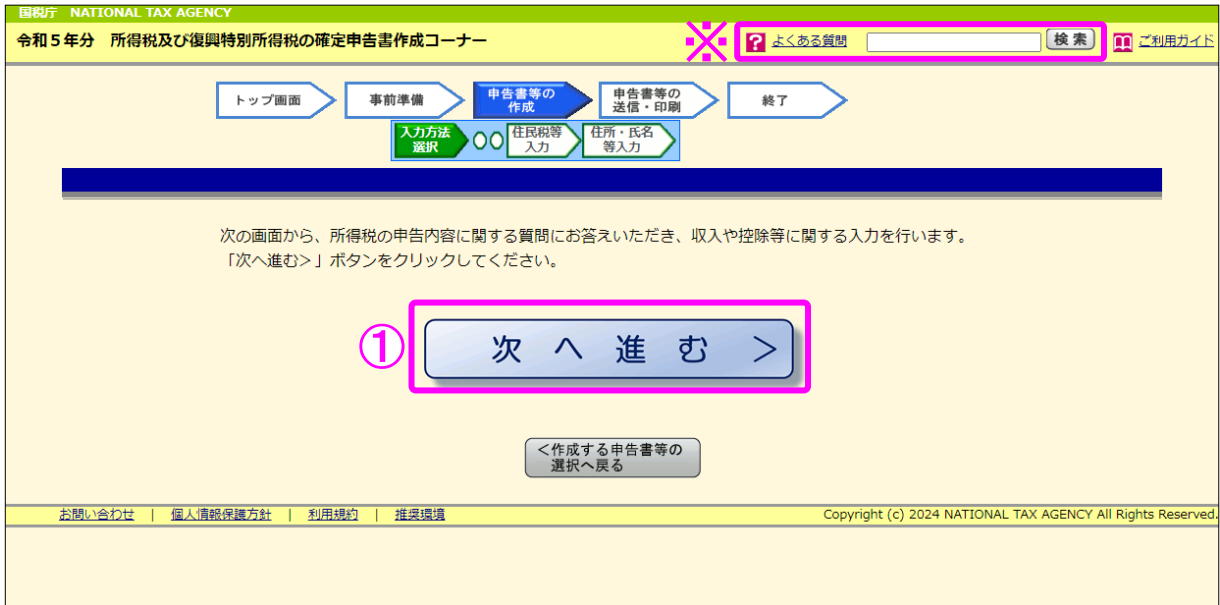
また、この特定口座（源泉徴収あり）を通じて上場株式会社であるO商事の配当（収入金額60,000円）を受け取りました。

なお、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額が1,350,000円（令和2年分の損失250,000円、令和3年分の損失300,000円及び令和4年分の損失800,000円）あります。



確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に沿って、収入金額等を入力することで所得金額や税額などを自動的に算出しますが、具体的な計算方法などを確認したい場合は、「令和5年分 株式等の譲渡所得等の申告のしかた」の事例6をご覧ください。

1 作成開始



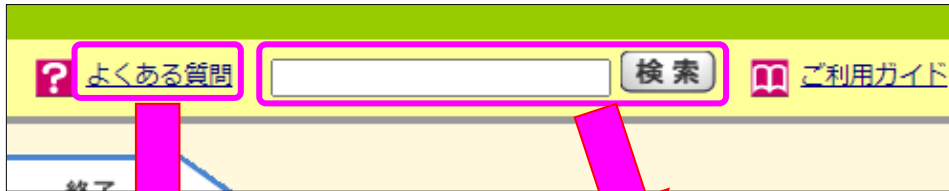
① 『次へ進む>』ボタンをクリックし、「申告書の作成をはじめる前に」画面へ進みます。

※ 「よくある質問」の参照方法



入力する際に分からない事柄がありましたら、画面の右上の「よくある質問」を参照します。

参照方法はリストから参照する方法と、キーワード検索から参照する方法があります。



リストから参照する場合は、画面左上の「よくある質問」をクリック

キーワードから検索する場合は、画面右上の入力欄に検索する用語を入力して、「検索」ボタンをクリック



2 申告書の作成をはじめる前に

国税庁
令和5年分 所得税
確定申告書作成コーナー
ご利用ガイド
よくある質問

申告書の作成をはじめる前に

[トップ画面](#) > [事前準備](#) > [申告書等の作成](#) > [申告書等の送信・印刷](#) > [終了](#)

申告される方の生年月日

① 年 月 日

入力した生年月日は、申告書等への表示や控除額の計算に使用します。

作成する確定申告書の提出方法

② e-Taxにより税務署に提出する。
 確定申告書等を印刷して税務署に提出する。

申告内容に関する質問

③

質問	回答
給与以外に申告する収入はありますか？ <small>年金収入がある場合は「はい」を選択してください。 退職収入がある場合は「はい」を選択してください。</small>	<input checked="" type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
税務署から青色申告の承認を受けていますか？ <small>青色申告とは、事業所得や不動産所得等を生ずる業務を営む方が、青色申告承認申請書を税務署に提出して承認（みなし承認を含む。）を受けて行う申告のことです。</small>	<input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>
税務署から予定納税額の通知を受けていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 予定納税についてはこちら	<input type="button" value="はい"/> <input type="button" value="いいえ"/>

[お問い合わせ](#) [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) [推奨環境](#)
Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「生年月日」を入力します。
（これまでの画面で入力している場合は、入力された状態で表示されます。）
- ② 作成する申告書等を e-Tax により提出するか、印刷して税務署に郵送等で提出するかを選択します。
（「税務署への提出方法の選択」画面で「印刷して提出」を選択している場合には、表示されません。）
- ③ 「質問」欄に表示される質問について、「はい」又は「いいえ」を選択します。
- ④ 全ての質問に回答した後、『次へ進む』ボタンをクリックします。

3 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
❓をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (❓ から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業） ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
不動産所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
利子所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
配当所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
給与所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
雑所得 ❓	公的年金等	<input type="button" value="入力する"/>	❓
	業務	<input type="button" value="入力する"/>	
	その他		
総合譲渡所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
一時所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
合計 ❓ <small>※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。</small>			❓

分離課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (❓ から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
株式等の譲渡所得等 ❓ ①	<input type="button" value="入力する"/>		❓
上場株式等に係る配当所得等 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
先物取引に係る雑所得等 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓
退職所得 ❓	<input type="button" value="入力する"/>		❓

決算書・収支内訳書作成コーナーへ

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る
入力終了(次へ)>

① 株式等の譲渡所得等の『入力する』ボタンをクリックすると、「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面へ進みます。

4 金融・証券税制（入力項目の選択）

次の画面が表示されますので、案内に沿って入力を進めます。

金融・証券税制（入力項目の選択）

i 個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の**金融・証券税制の内容については、こちら**をご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する**上場株式等の配当等**がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

1

総合課税
申告分離課税
配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等
配当所得
上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・**特定口座**（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・**特定口座**（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

2

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

→ 株式等の売却等について「**株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書**」を手書き等で作成済みの方のうち、**特定口座**（源泉徴収あり）での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

① この事例では、前年分からの繰越譲渡損失を本年分の配当所得等から控除するため、「申告分離課税」を選択します。

② この事例では、特定口座での株式等の取引がありますので『「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する』ボタンをクリックします。

5 金融・証券税制（特定口座）

ここでは、特定口座（源泉徴収あり）の取引について、金融商品取引業者等（証券会社など）から書面で交付された「特定口座年間取引報告書」を基に入力する方法について説明します。

金融・証券税制（特定口座）

・証券会社等から交付された「xmlデータ」（拡張子が[.xml]のもの）をお持ちの方

✳ **データで交付された特定口座年間取引報告書の入力**

・上記以外の方

① **書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼**

令和5年分の「特定口座年間取引報告書」を基に、1口座ずつ、当てはまる項目を入力してください（特定口座（源泉徴収あり）のうち申告しないものについては、入力不要です。入力するものがなければ、画面下の「戻る」ボタンをクリックしてください。）。

入力例

1件目

1. 口座情報の入力

② 源泉徴収の選択 1 有 2 無

③ 勘定の種類 1 保管 2 信用 3 配当等

【口座情報】

※ 口座情報は、特定口座年間取引報告書の右上に記載しています。

この特定口座（源泉徴収あり）について申告するものを選択してください。 ④ 譲渡損益 配当等

注意

- 1 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- 2 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡益と、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等のいずれかのみを申告することもできます。
- 3 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

2. 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」の入力

		⑤ 源泉徴収税額 (所得税)	61,260円	株式等譲渡所得割額 (住民税)	20,000円
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)	② 取得費及び譲渡に要した 費用の額等	③ 差引金額（譲渡所得等の金額） (①-②)		
⑤ 上場分	5,000,000円	4,600,000円	400,000円		
特定信用分	円	円	円		
合計	5,000,000円	4,600,000円	400,000円		

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

令和5年分 特定口座年間取引報告書

特定口座開設者	住所 (居 所)	G市〇×町53-8	フリガナ	フクオカ ヨシコ	勘定の種類	① 保管 ② 信用 ③ 配当等
	前回提出時の住所又は居所		氏 名	福岡 良子	口座開設年月日	28・7・11
			生年月日	明・大(船)平・令 44・12・27	源泉徴収の選択	① 有 ② 無

(譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等)	源泉徴収税額 (所得税)	千 61	円 260	株式等譲渡所得割額 (住民税)	千 20	円 000	外国所得税の額	千 0	円 0
譲渡区分	① 譲渡の対価の額 (収入金額)			② 取得費及び譲渡に 要した費用の額等			③ 差引金額 (譲渡所得等の金額) (①-②)		
上 場 分	5	000	千 000 円	4	600	千 000 円		400	千 000 円
特 定 信 用 分									
合 計	5	000	000	4	600	000		400	000

- ① 『書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼』 ボタンを選択します。
※ データで交付された特定口座年間取引報告書を読み込む方は、10 ページ以降を参照してください。
- ② 申告する特定口座の源泉徴収の有無を選択します。この事例では「1 有」を選択します。
- ③ 特定口座年間取引報告書に記載されている「勘定の種類」を選択します。この事例では「1 保管」及び「3 配当等」を選択します。
- ④ この特定口座について申告するものを選択します。この事例では「譲渡損益」及び「配当等」を選択します。
- ⑤ 「譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等」を入力します。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

続いて、特定口座に受け入れた配当等について、入力します。

入力例

現在、配当所得の課税方法は、**申告分離課税** です。 総合課税と申告分離課税について

(単位：円)

種類	配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配当割額(住民税)	上場株式配当等控除額
④株式・出資又は基金	60,000			
⑤特定株式投資信託				
⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)				
⑦オープン型証券投資信託				
⑧国外株式又は国外投資信託等				
⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60,000			(内) 0
⑩公社債				
⑪社債的受益権				
⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑩及び⑪以外)				
⑬オープン型証券投資信託				
⑭国外公社債等又は国外投資信託等				
⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)				(内) 0
⑯譲渡損失の金額				
⑰差引金額(⑨+⑮-⑯)	60,000			
⑱納付税額		9,189	3,000	
⑲還付税額(⑱+⑮-⑰)				

※ 還付税額欄ではなく、納付税額欄を入力することにご注意ください。

配当所得に係る負債の **11** 円 (配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、こちらに入力してください。なお、上記以外のもの(利子所得に該当するもの)については、負債の利子を控除することはできません。詳しくは [こちら](#)。)

種 類		配当等の額	源泉徴収税額(所得税)	配 当 割 額(住 民 税)	特別分配金の額	上 場 株 式 配 除 額	外国所得税の額
特定上場株式等の配当等	④株式、出資又は基金	60千000円	9千189円	3千000円			
	⑤特定株式投資信託						
	⑥投資信託又は特定受益証券発行信託(⑤、⑦及び⑧以外)						
	⑦オープン型証券投資信託						
	⑧国外株式又は国外投資信託等						
	⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)	60 000	9 189	3 000		0	
上記以外のもの	⑩公社債						
	⑪社債的受益権						
	⑫投資信託又は特定受益証券発行信託(⑩及び⑪以外)						
	⑬オープン型証券投資信託						
	⑭国外公社債等又は国外投資信託等						
	⑮合計(⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)						
	⑯譲渡損失の金額				(摘要)		
	⑰差引金額(⑨+⑮-⑯)	60 000					
	⑱納付税額		9 189	3 000			
	⑲還付税額(⑱+⑮-⑰)						
金融商品取引業者等	所在地						
	名 称	Z証券山手支店		(電話)	法人番号		

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

⑥・⑦ 「配当等の額」を入力します。

⑧・⑨ 「上場株式配当等控除額」を入力します。

なお、こちらの欄は、⑥で入力した金額がある場合には⑧に、⑦で入力した金額がある場合には⑨にそれぞれ入力が必要になるため、上場株式配当等控除額が0円や空欄の場合は0円と入力します。

⑩ 配当等の額に対する「源泉徴収税額（所得税）」及び「配当割額（住民税）」の「納付税額」を入力します。

⑪ 配当等の支払われた株式等を取得するために要した負債の利子がある場合は、その金額を入力します。

4. 「金融商品取引業者等」の入力

※ 「名称」の入力文字数は、「証券・銀行名等」及び「本支店名等」の区分名を含め、60文字までの入力となります。

金融商品取引業者等 入力方法はコチラ	名称	証券・銀行名等 Z	証券	
		本支店名等 山手	支店	

12

5. 「特定口座年間取引報告書に記載されたもの以外の費用」の入力

必要経費又は譲渡に要した費用等の名称	金額（半角）
<input type="text"/> (全角11文字以内)	<input type="text"/> 円

・xmlデータで交付された「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件読み込む (xmlデータ)」をクリックしてください。

・書面で交付された「特定口座年間取引報告書」が他にもある場合は、「もう1件入力する (書面)」をクリックしてください。

13

もう1件読み込む (xmlデータ)

もう1件入力する (書面)

⑫ 金融商品取引業者等の名称を入力します。

⑬ 複数の特定口座を入力する場合には、②～⑫の必要項目を入力後、『もう1件入力する (書面)』（データを読み込む場合は『もう1件読み込む (xml データ)』) ボタンをクリックします。

14

No	入力方法	操作	申告する所得	金融商品取引業者等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額 (所得税)	配当等の額 (譲渡損失との 損益通算後)	源泉徴収税額 (所得税)	上場株式配当等 控除額の内書き
						株式等譲渡 所得割額 (住民税)		配当割額 (住民税)	上場株式配当等 控除額
1	画面入力	15 削除		Z証券山手支店	400,000円	61,260円	60,000円	9,189円	0円
						20,000円		3,000円	0円

16

< 戻る

入力終了(次へ) >

⑭ 入力した内容が表示されますので、内容を確認します。

⑮ データで読み込んだものについては、「申告する所得」にチェックボックスが表示されます。

⑯ 全ての入力が終わりましたら、『入力終了 (次へ) >』 ボタンをクリックします。

※ データで交付された特定口座年間取引報告書の読み込み方法

【1 金融・証券税制（特定口座）】

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
令和5年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告書作成コーナー [よくある質問](#)

トップ画面 > 事前準備 > **申告書等の作成** > 申告書等の送信・印刷 > 終了
金融証券（入力項目の選択） > 金融証券（特定口座）

金融・証券税制（特定口座）

① ・証券会社等から交付された「xmlデータ」（拡張子が.xmlのもの）をお持ちの方
データで交付された特定口座年間取引報告書の入力

・上記以外の方
書面で交付された特定口座年間取引報告書の入力▼

Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

① 『データで交付された特定口座年間取引報告書の入力』ボタンを選択します。

【2 証券会社等から交付されたデータの読込】

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー 利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

特定口座年間取引報告書の入力

特定口座 > データ読込 > データ読込結果

証券会社等から交付されたデータの読込

証券会社等から交付されたデータを読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が [.xml] となっているものに限ります。
最大300ファイル読み込むことができます。

② **ファイルを選択**

前に戻る 選択したファイルを読み込む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ② 「証券会社等から交付されたデータの読込」画面で、『ファイルを選択』ボタンをクリックし、読み込むファイルを選択してください。

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー 利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

特定口座年間取引報告書の入力

特定口座 > データ読込 > データ読込結果

証券会社等から交付されたデータの読込

証券会社等から交付されたデータを読み込みます。
読み込むことができるファイルは、拡張子が [.xml] となっているものに限ります。
最大300ファイル読み込むことができます。

ファイルを選択

③

選択したファイル		
	ファイル名	削除
1	Z証券.xml	削除

前に戻る ③ **選択したファイルを読み込む**

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ③ 読み込んだファイルの一覧が表示されるため、全てのファイルを読み込んだことを確認した上で、『選択したファイルを読み込む』ボタンで次画面へ進みます。

【3 証券会社等から交付されたデータの読込結果】

国税庁 令和5年分 所得税 マイナンバーカード 確定申告書作成コーナー ご利用ガイド よくある質問 よくある質問を検索

特定口座年間取引報告書の入力

特定口座 > データ読込 > データ読込結果

証券会社等から交付されたデータの読込結果

読込結果の確認

証券会社等から交付されたデータの読込結果は以下のとおりです。

①

- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損益、配当等を申告するかどうかは、口座ごとに選択できます。
- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡益と、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等のいずれかのみを申告することもできます。
- ・ 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失の金額を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当等の金額を併せて申告しなければなりません。

・ 特定口座（源泉徴収あり）について、申告する所得を選択してください。

	金融商品取引業者等	源泉徴収の選択	申告する所得	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉徴収税額 (所得税)	配当等の額 (譲渡損失との損益通算後)	源泉徴収税額 (所得税)
					株式等譲渡 所得割額 (住民税)		配当割額 (住民税)
1	削除	Z証券山手支店	<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡所得 <input checked="" type="checkbox"/> 配当所得	400,000 円	61,260 円	60,000 円	9,189 円
							3,000 円
					20,000 円		0 円
							0 円

前に戻る ④ 次へ進む

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 推奨環境 Copyright (c) 2024 NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

④ 「証券会社等から交付されたデータの読込結果」画面で申告する所得を確認し、『次へ進む』ボタンで次画面へ進みます。（9ページの⑬以降参照）

【注意】

- 1 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の金額又はその特定口座（源泉徴収あり）の配当所得等の金額を申告するかどうかは口座ごとに選択できます（1回の譲渡ごと、1回に支払を受ける上場株式等の配当等ごとの選択はできません。）
- 2 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の黒字の金額とその特定口座（源泉徴収あり）の配当所得等の金額のいずれかのみを申告することもできます。ただし、特定口座（源泉徴収あり）の譲渡損失を申告する場合には、その特定口座（源泉徴収あり）の配当所得等の金額も併せて申告しなければなりません。
- 3 特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告しないこととする変更はできません。また、特定口座（源泉徴収あり）の譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を含めずに申告した後に、その譲渡所得等の金額又は配当所得等の金額を申告することとする変更もできません。



6 金融・証券税制（入力項目の選択）

「金融・証券税制（入力項目の選択）」画面に戻ります。

金融・証券税制（入力項目の選択）

個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の**金融・証券税制の内容**については、[こちら](#)をご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する**上場株式等の配当等**がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税

申告分離課税

配当等がない

→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方は[こちら](#)

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等
配当所得
上場株式等に係る配当所得等

「**特定口座年間取引報告書**」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方は[こちら](#)

- ・ **特定口座**（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・ **特定口座**（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

- 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。
- 株式等の売却等について「[株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書](#)」を手書き等で作成済みの方のうち、**特定口座**（源泉徴収あり）での売却等がある場合は、「特定口座年間取引報告書」の内容を入力後、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

株式等の譲渡所得等

令和4年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

令和4年分の申告で、[上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？](#)

① はい いいえ

② 「繰り越された譲渡損失」を入力する

→ 株式等の売却等について「[株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書](#)」を手書き等で作成済みの方は、下記3の「計算明細書の内容を入力する」ボタンをクリックしてください。

① 「令和4年分の申告で、上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？」の質問に対して、「はい」又は「いいえ」を選択します。この事例では「はい」を選択します。

② ①で「はい」を選択すると『「繰り越された譲渡損失」を入力する』ボタンが表示されますので、クリックします。

8 金融・証券税制（入力項目の選択）

金融・証券税制（入力項目の選択）



個人の方が上場株式等を保有・譲渡した場合の金融・証券税制の内容については、[こちら](#)をご覧ください。

入力例

1 配当所得の課税方法の選択（申告する上場株式等の配当等がない場合は選択不要）

申告する上場株式等の配当等がある場合は、「総合課税」又は「申告分離課税」を選択してください。

総合課税

申告分離課税

配当等がない

[→総合課税と申告分離課税の選択が分からない方はこちら](#)

2 株式等の売却・配当・利子等の入力

次のうち、該当するものについて入力してください。

株式等の譲渡所得等

配当所得

上場株式等に係る配当所得等

「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方

次のいずれかに該当する方はこちら

- ・特定口座（源泉徴収あり）のうち申告する株式等の売却等、配当等・利子等がある方
- ・特定口座（源泉徴収なし）での株式等の売却等がある方

✖
 「特定口座年間取引報告書」の内容を訂正・削除

→ 申告する上場株式等の配当等がある場合には、上記1で配当所得の課税方法を選択後、ボタンをクリックしてください。

株式等の譲渡所得等

令和4年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

令和4年分の申告で、[上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？](#)

はい

いいえ

✖
 「繰り越された譲渡損失」を訂正・削除

3 株式等の売却等について「[株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書](#)」を手書き等で作成済みの方

「2. 株式等の売却等・配当・利子等の入力」において、株式等の売却等が既に入力されています。既に入力されている内容に誤りがない場合は画面右下の「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。

「計算明細書」の内容を入力する

上場株式等の取引のうち特定口座（源泉徴収あり）での売却等がある方は、「特定口座年間取引報告書」の内容を併せて入力してください。

[→「特定口座年間取引報告書」の内容を入力する方はこちら](#)

< 戻る

①

入力終了（次へ）>

① 『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

※ 『訂正・削除』ボタンをクリックするとそれぞれの項目の入力画面に戻ります。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

- 9 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）
 入力した内容に基づいて計算結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認1）

「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の内容を表示します。
 内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。

			一般株式等	上場株式等
収入金額	譲渡による収入金額	①	円	5,000,000円
	その他の収入	②	円	円
	小計（①+②）	③	円	5,000,000円
必要経費又は譲渡に要した費用等	取得費（取得価額）	④	円	4,600,000円
	譲渡のための委託手数料	⑤	円	円
		⑥	円	円
	小計（④から⑥までの計）	⑦	円	4,600,000円
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		⑧		円
差引金額（③-⑦-⑧）		⑨	円	400,000円
特定投資株式の取得に要した金額等の控除		⑩	円	円
所得金額（⑨-⑩）		⑪	円	400,000円
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		⑫		400,000円
繰越控除後の所得金額（⑪-⑫）		⑬	円	0円

< 戻る ①
確認終了（次へ）>

- ① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックします。

株式等の譲渡（譲渡所得及び配当所得等の繰越控除）編

10 金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

株式等の譲渡所得等との損益通算及び繰越控除の結果が表示されます。

金融・証券税制（株式等の譲渡所得等・計算結果確認2）

「確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）」の内容を表示しています。内容を確認し、誤りがなければ画面下の「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックしてください。
当画面においては、赤字(損失)の金額は△を付けずに表示しています。

1. 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の①欄の金額）	①	円
上場株式等に係る譲渡損失の金額 （「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」の②欄の金額）	②	円
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 （①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額）	③	円
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額	④	60,000円
本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額（③－④） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑤	円
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額（④－③） （③欄の金額≧④欄の金額の場合、0円）	⑥	60,000円

2. 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額	本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額
本年の3年前分 (令和2年分)	250,000円	(D) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 250,000円	
		(E) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0円	
本年の2年前分 (令和3年分)	300,000円	(F) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 150,000円	㉗ ((B)-(F)-(G)) 90,000円
		(G) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 60,000円	
本年の前年分 (令和4年分)	800,000円	(H) (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) 0円	㉘ ((C)-(H)-(I)) 800,000円
		(I) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分) 0円	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((D)+(F)+(H))		⑨ 400,000円	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計額 ((E)+(G)+(I))		⑩ 60,000円	
翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑤+㉗+㉘)		⑪	890,000円

3. 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額の計算

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額（⑥－⑩）	⑫	0円
--	---	----

< 戻る

①

確認終了（次へ）>

① 金額を確認し、『確認終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、「収入金額・所得金額の入力」画面へ戻ります。

11 収入金額・所得金額の入力

収入金額・所得金額の入力

入力する項目の「入力する」ボタンをクリックし、開いた画面の案内に沿って必要事項の入力を行ってください。
?をクリックすると、項目についての説明が表示されます。

総合課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
事業所得（営業・農業） ?	入力する		?
不動産所得 ?	入力する		?
利子所得 ?	入力する		?
配当所得 ?	訂正・内容確認	✔	分離課税の配当所得の入力有 ?
給与所得 ?	入力する		?
雑所得 ?	公的年金等	入力する	?
	業務	入力する	
	その他	入力する	
総合譲渡所得 ?	入力する		?
一時所得 ?	入力する		?
合計 ? <small>※ 「本年分で差し引く繰越損失額」を入力した場合は、繰越損失控除後の金額が表示されています。</small>			0 ?

分離課税の所得 (単位：円)

所得の種類	入力・訂正 内容確認	入力 有無	入力内容から計算した所得金額 (? から表示金額の説明を確認できます。)
土地建物等の譲渡所得 ?	入力する		?
株式等の譲渡所得等 ? ✖	訂正・内容確認	✔	上場株式等 400,000 ?
上場株式等に係る配当所得等 ?	訂正・内容確認	✔	60,000 ?
先物取引に係る雑所得等 ?	入力する		?
退職所得 ?	入力する		?

[決算書・収支内訳書作成コーナーへ](#)

※ 決算書・収支内訳書を作成開始・再開又は訂正する方はこちらをクリックしてください。

< 戻る
入力終了(次へ)>

※ 株式等の譲渡所得等及び上場株式等に係る配当所得等の入力結果が表示されます（「株式等の譲渡所得等」及び「上場株式等に係る配当所得等」には、損益通算後、繰越控除前の金額が表示されます。）。

なお、給与所得や年金所得などの他の各種所得もこの画面で入力します。

また、『入力終了（次へ）>』ボタンをクリックすると、所得控除や税額控除などを入力する画面に進みます。